

令和7年2月28日

令和7年4月1日以降にMT普通免許取得をご希望されるお客さまへ

令和7年4月より施行される「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」を受け、令和7年4月1日以降にご入校されるお客さまより「普通MT免許」の取得方法と料金を変更いたします。

【 普通MT免許取得方法「MTパック」 】

入校後、AT車にて卒業検定まで進め、卒業検定合格後にMT車にて最短4時限の限定解除教習（所内のみ）を実施し、MT技能審査を受けて頂きます。

その後、運転免許センターに「AT限定卒業証明書・MT技能審査合格証明書」の2通を持参し、本免学科試験合格で「普通MT免許」が交付されます。

必要最短時限数 AT車31時限+MT車4時限=計35時限  
MT車での教習は、全て所内コースにて実施します。

【 MTパック料金 】

354,200円（税込）

※「仮免受験手数料 1,800円」、「仮免交付手数料 1,100円」を除く。

※ AT普通免許取得については、料金等に変更ございません。

以上